

「簡単にもうかる」という 副業の広告に注意!

Q 「初心者でも隙間時間で簡単にもうかる」という副業を勧めるインターネット広告を見て、在宅で手軽にできそうだと思い5,000円でマニュアルを購入しました。その後、販売業者から「プロのサポートが受けられる有料のプランに入らないと稼げない」と電話があり、借金をして200万円を支払い、サポートプランに加入しました。ところが、指示通りにやっても全くもうかりません。解約して支払った代金を取り戻すにはどうしたらいいのでしょうか。

A 「簡単にもうかる」とうたい、副業で収入を得るためのノウハウが入っているという触れ込みの情報商材の販売広告がインターネット上で増えています。

情報商材は、購入するまで内容が分からず、全く価値のない情報の可能性もあります。また、「有料のサポートを受けないと稼げない」などと言い、100万円以上もする高額なサポートプランを勧めてくるケースも多く見られます。サポートプランに加入しても利益が出る保証はなく、借金だけが残ったという相談も寄せられています。

電話で有料プランの勧誘を受けた場合は、電話勧誘販売とし



て、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフにより、契約を無条件で解除でき、支払った代金を全額取り戻せる可能性があります。また、契約書面を受け取っていない場合や契約書面に不備がある場合は、契約後時間がたってもクーリング・オフを主張できる場合があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。